

平成 29 年 7 月 31 日  
こども未来部子育て支援課

## こども・子育て支援事業計画の見直しについて

### 1 見直しの必要性

こども・子育て支援事業計画策定時の需要量の見込みと現状が大きく乖離している場合は、子ども・子育て支援法及び国が定める基本指針により、計画の中間年を目安として、計画の見直しを行うこととされているため、必要な見直しを行う。

### 2 見直しの方法

(対象)

- ① こども・子育て支援事業計画の「教育・保育事業」について、平成 28 年 4 月 1 日時点の支給認定区分（1 号認定～3 号認定）ごとの支給認定実績が、計画における「量の見込み」よりも 10% 以上乖離がある場合には、見直しを行う。
- ② 必要に応じて、「地域子ども・子育て支援事業（13 事業）」についても量の見直しを行う。

(方法)

計画時の「量の見込み」と「実績値」を比較し、10% 以上乖離がある場合には、乖離要因の分析を行い、分析に基づき中間年における「量の見込み」を補正し、確保方策を見直す。

### 3 「量の見込み」と「実績値」の比較結果について

資料 2 のとおり